

建設系廃棄物排出事業者のみなさまへ

—廃棄物処理法が改正されました—

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月27日法律第137号。以下「法」といいます。)及び同法政省令が改正され、平成23年4月1日から全面的に施行されました。

建設系廃棄物に関する主な改正点

- ① **建設工事の注文者から直接建設工事を請け負った元請業者が排出事業者であると法律で定義づけられました。**
元請業者から請け負って、解体や建築等の工事を行う下請業者は、その工事で生ずる廃棄物を排出事業者として処理したり、他人に処理を委託したりすることはできません。※一部例外規定あり

建設系廃棄物に関する処理責任の元請業者一元化

土木建築に関する工事^(※2)が数次の請負によって行われる場合、その建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についての廃棄物処理法の適用は、当該建設工事^(※3)の注文者から直接建設工事を請け負った建設業^(※4)を営む者(元請業者)を事業者とする。

(※2) 建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。

(※3) 他の者から請け負ったものを除く。

(※4) 建設工事を請け負う営業(その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。)をいう。

- ② **排出事業者が建設系産業廃棄物を、事業場外の300m²以上の保管場所で保管する場合は、法に基づく事前の届出が必要になりました。**

◎H23.4.1現在、300m²以上の保管場所で建設系廃棄物の保管をしている場合は、H23.6.30までに届出を行ってください。

なお、改正法では、①のとおり建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任は元請業者に一元化されることが明確に規定されましたので、この事前届出の保管場所では元請業者が工事で生じたもののみ保管できることとなります。下請負人が、元請業者の廃棄物を下請負人の保管場へ運搬、保管する場合は、積替え又は保管を含む産業廃棄物収集運搬業の許可が必要となり、許可がない場合は無許可営業に該当しますので、ご注意ください。

その他の改正点

- ① **排出事業者による処理状況に関する確認の努力義務が定められました。**
② **産業廃棄物を自ら小規模焼却施設を用いて焼却する事業者、事業場で自ら処分又は再生を行う事業者に、帳簿の作成、保存が義務づけられました。**
③ **マニフェストの写し(A票)の保存が義務化されました。**
④ **産業廃棄物処理業者は、マニフェストの交付を受けずに、産業廃棄物の引渡しを受けてはならないこととなりました。**
⑤ **産業廃棄物処理業者による処理が困難となった場合の処理委託者への通知義務と、その通知を受けた排出事業者が必要な措置をとることが義務化されました。**
⑥ **不法投棄等を従業員が行った場合に、その法人に課せられる罰金の上限が1億円から3億円に引き上げられました。**

問い合わせ先

奈良県くらし創造部景観・環境局 廃棄物対策課産業廃棄物第二係

電話：0742-27-8747(直通)

奈良市環境部産業廃棄物対策課(奈良市内での保管についてはこちらにお問い合わせ・ご提出ください)

電話：0742-71-2226(直通)

保管場所の届出先

〒633-0062 桜井市栗殿1000番地 奈良県景観・環境総合センター 電話：0744-47-3805